

公 募

下記のとおり「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定」に係る協定締結を希望する者を公募します。

記

1. 件名

山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施者の公募

2. 目的

北海道森林管理局の所管する国有林野内（以下、「管内国有林」という。）において、山地災害や林道施設災害（以下、「山地災害等」という。）が発生した際に、２次被害防止や応急対策及び災害復旧事業の検討のため、被害状況を早期に把握する必要がある。

このため、山地災害等により発生した林地荒廃、林道施設の損壊等により車両等が通行できない道路（林道を含む）や悪路を走行できる、特殊走行技能を有する者（以下、「特殊走行技能者」という。）が自動二輪車又は原動機付自転車（以下、「自動二輪車等」という。）を用いて、山地災害等の発生時に速やかに管内国有林の被害状況調査できる体制を予め協定により締結し、迅速な被害状況調査の把握に資することを目的とする。

3. 協定内容

- (1) 協定条件 別紙の協定書（案）のとおり
- (2) 協定区域 管内国有林を基本とする。ただし、北海道森林管理局長が必要を認めた場合は管内国有林周辺の民有林も対象とする場合がある。
- (3) 調査概要 想定する被災状況調査は、特殊走行技能者が自動二輪車等を用いて被災箇所の被災状況画像、位置情報等のデータ取得とする。ただし、北海道森林管理局長が必要と認めた情報についても収集を依頼する場合がある。

4. 応募資格

本公募への参加者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「その他」においてA、B、CまたはDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 本公募の申請書等の提出期限の日から協定締結時までの期間に、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、林野庁が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

5. 必要とする要件

- (1) 道路及び悪路を走行可能な自動二輪車等について、協定参加希望者自ら保有する若しくは緊急時にリース等で確保できること。

なお、「リース等」とは、リース（年間契約含む）及び協力者の保有する車両を使用する場合をいう。

- (2) 北海道内に居住地があり、緊急的な対応が可能であること。

- (3) 特殊走行技能者として一般社団法人日本モーターサイクルススポーツ協会（MFJ）が発給、管理する競技ライセンス資格（トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれか）を有する者を北海道森林管理局管内の各地区（※札幌、旭川、北見、帯広及び函館）に主担当者1名、副担当者1名以上を配置できること。

ただし、主担当者はほかの地区の副担当者を兼任することは認めるが、ほかの地区の主担当者を兼任することとは認めない。

※札幌地区・・・石狩、空知、胆振東部、日高北部、日高南部森林管理署管内

旭川地区・・・留萌北部、留萌南部、上川北部、宗谷、上川中部

上川南部森林管理署及び空知森林管理署北空知支署管内

北見地区・・・網走西部、網走中部、網走南部森林管理署及び網走西部森林管理署西紋別支署管内

帯広地区・・・根釧西部、根釧東部、十勝東部、十勝西部森林管理署及び十勝西部森林管理署東大雪支署管内

函館地区・・・後志、檜山、渡島森林管理署管内

6. 協定期間

協定期間は協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

本協定は、期間満了1カ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、翌年度に更新されるものとし、以後も同様である。

なお、本条による協定の更新は5年を限度とする。ただし、4（2）に示す全省庁統一の「役務の提供等」を失効した場合には適用しないものとする。

7. 公募要項の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和8年7月27日～令和8年8月20日
- (2) 交付場所 北海道森林管理局 計画保全部 治山課 災害対策指導係
北海道森林管理局ホームページに掲載
リンク先：<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/press/tisan/>

8. 公募資料の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和8年8月20日 17時00分まで
- (2) 申請書類等の提出場所及び当該公示に関する問合せ先
〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 計画保全部 治山課 担当：災害対策指導係
電 話：050-3160-6297
メール：h_chisan@maff.go.jp
- (3) 申請書類等の提出方法
原則として、電子メールに申請書類等を添付し提出すること。
電子メールにより申請書類等を提出する際は、件名に「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定に係る申請書類の提出」と記載し、当該メールの本文に担当者の氏名、連絡先のメールアドレス、電話番号を記載すること。
なお、当該メールを送信後に当該メールの着信の有無について、8（2）に示す連絡先に電話により確認すること。
郵便により申請を行う場合は、返送先の宛先を明記の上、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。8.（1）受付期間内必着のこと。
FAX による提出は受け付けない。
- (4) 申請書類等の作成方法
申請書は、別紙様式1により作成すること。ただし、紙による提出で別紙様式1の押印を省略する場合は、別紙様式1の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することとする。
技術資料は、別紙様式2により作成すること。作成時点は令和8年8月20日現在で作成すること。
 - ① 上記4.（2）に規定する資格を得ている者に交付される「競争参加資格証明書」の写しを添付すること。

- ② 協定参加希望者自ら保有する車両、またリース等による保有台数、自動二輪車等の保管場所を別紙様式 2 に記載し、保有台数及び保管場所が確認できる資料の写しを添付すること。

なお、リース等の場合は契約書の写しを添付し、協力者の車両を使用する場合は協定書・契約書等の写しを添付すること。

- ③ 上記 5. (3) に定める特殊走行技能者について、氏名、保有資格（有効期限含む）、居住地、担当地区を、担当地区毎に別紙様式 2 に記入し、保有資格及び有効期限並びに居住地が分かる資料を添付すること。

9. 申請書類等の作成に関する質問

申請書の作成に関する質問がある場合は、原則として、電子メールに質問書（自由様式）を添付し提出すること。

電子メールにより質問書を提出する際は、件名に「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定に係る申請書類等の作成に関する質問書の提出」と記載し、当該メールの本文に担当者の氏名、連絡先のメールアドレス、電話番号を記載すること。

なお、当該メールを送信後に当該メールの着信の有無について、8 (2) に示す連絡先に電話により確認すること。

郵便により質問を行う場合は、返送先の宛先を明記の上、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。9. (1) 質問受付期間内必着のこと。

FAX による提出は受け付けない。

(1) 質問受付期間

令和 8 年 7 月 28 日（火）から令和 8 年 8 月 18 日（火）。

（持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く 10 時 00 分から 17 時 00 分とする。）

(2) 提出場所 上記 8. (2) に同じ。

(3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 8 年 8 月 19 日（水）までに、この公募に関する申請書類を提出した全ての者に、電子メール（または書面）にて回答する。

10. 協定締結者の選定結果の通知

「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定書」の締結にかかる選定結果については、申請者へ電子メール（または書面）をもって通知する。

なお、通知は令和8年8月26日（水）までに通知するものとし、協定締結は9月上旬を予定している。

令和8年7月27日

北海道森林管理局長 宇野 聡夫

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、下記をご覧ください。

[（北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞発注者綱紀保持対策）](#)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。